

## 健康保険組合に関するよくあるご質問Q & A（健康保険組合向け）

### 健康保険組合

#### 報告

- Q 予算に関する届出はいつまでに行えますか。
- Q 決算に関する届出はいつまでに行えますか。
- Q 「組合管掌健康保険事業状況報告」(月報)はいつまでに行えますか。

#### 規約

- Q 組合会議員の任期はどのくらいが適当ですか。また、起算日はいつからですか。
- Q 選挙区内における被保険者数に著しく変動があった場合は、議員数を変更しなければならないですか。
- Q 一般保険料率の変更を行う場合、いつまでに手続を行えますか。

#### 予算

- Q 収入支出予算概要表で必要のない項目を削除して作成してもよいですか。
- Q 福利厚生施設の解約による預託金の一般勘定収入の計上科目は何になりますか。
- Q 国庫補助金収入について、名目計上することは可能ですか。
- Q 組合財政支援交付金について、名目計上することは可能ですか。

#### 準備金

- Q 準備金および別途積立金を株式による形態で保有してもよいですか。

#### 支出

- Q 保険給付費の支給決定を3月に行い被保険者への支払が4月になった場合、支出年度はどうすればよいですか。

#### 財産の処分

- Q 健康保険組合が保有する建物や土地を処分する場合、どのような手続が必要ですか。

## 健康保険組合

### 報告

Q 予算に関する届出はいつまでに行えばよいですか。

A 収入支出予算届出書及び収入支出予算概要表は 3 月末日までに関東信越厚生局保険課へ提出してください。

Q 決算に関する届出はいつまでに行えばよいですか。

A 収入支出決算見込表は 5 月末日まで、収入支出決算書及び収入支出決算概要表は 9 月末日までに関東信越厚生局保険課へ提出してください。

Q 「組合管掌健康保険事業状況報告」(月報) はいつまでに行えばよいですか。

A 該当月の翌月 20 日までに関東信越厚生局保険課へ報告してください。

### 規約

Q 組合会議員の任期はどのくらいが適当ですか。また、起算日はいつからですか。

A 組合会議員の任期は健康保険法施行令第 6 条により 3 年を超えない範囲内で、規約に定めることとされています。また、その起算日は次のとおりです。

- ・ 互選議員＝総選挙の日から
- ・ 選定議員＝選定の日から

Q 選挙区内における被保険者数に著しく変動があった場合は、議員数を変更しなければならないですか。

A 議員 1 人あたりの被保険者数の多い選挙区と、少ない選挙区との間に著しい不均衡が生じる場合には、次期総選挙より議員定数を変更する必要があります。

Q 一般保険料率の変更を行う場合、いつまでに手続を行えばよいですか。

A 一般保険料率の変更を行う前月末日までに認可を受ける必要があります。例えば、3 月から一般保険料率の変更を行う場合、2 月末日までに認可を受ける必要があります。申請時期を踏まえ組合会の開催時期をご検討ください。

### 予算

Q 収入支出予算概要表で必要のない項目を削除して作成してもよいですか。

A 必要のない項目であっても削除は出来ません。

Q 福利厚生施設の解約による預託金の一般勘定収入の計上科目は何になりますか。

A (款) 雑収入、(項) 雜入、(目) 雜入となります。

Q 国庫補助金収入について、名目計上することは可能ですか。

A 特定健康診査・保健指導補助金を除き、名目計上は可能です。また、不用財産等売払代についても名目計上は可能です。

Q 組合財政支援交付金について、名目計上することは可能ですか。

A 名目計上はできません。また、前期高齢者交付金についても名目計上は出来ません。

## 準備金

Q 準備金および別途積立金を株式による形態で保有してもよいですか。

A 株式による形態での保有はできません。準備金および任意積立金の保有形態については「健康保険組合事業運営基準」において示されており、その中に株式は含まれておりません。これは基本的に元本が保証されていないことによるものです。

## 支出

Q 保険給付費の支給決定を3月に行い被保険者への支払が4月になった場合、支出年度はどうすればよいですか。

A 保険給付費の現金給付は、支給決定を行った日の属する年度となります。また、公共料金は使用月、旅費は出張日の属する年度となります。

## 財産の処分

Q 健康保険組合が保有する建物や土地を処分する場合、どのような手続が必要ですか。

A 健康保険組合が保有する建物や土地を処分する場合は、必ず組合会の議決を経た後に、重要財産処分の認可申請を行い、関東信越厚生局長の認可を受けてから処分する必要があります。